

議 事 録

1 概要

会議名		令和6年度第2回 児玉郡市障害者自立支援協議会全体会
事務局		基幹相談支援センター、本庄市、美里町、神川町、上里町
開催日時		令和7年2月5日（水） 10時00分～12時00分
開催場所		本庄市役所 6階 大会議室
出席者	委員	出席：14人 欠席：4人
	その他	4人（運営会議長、相談支援部会長、就労支援部会長、こども部会長）
	事務局	基幹相談支援センター2人、本庄市4人、美里町1人、上里町2人、神川町2人
配布資料		1. 次第 2. 【資料1－1～4】令和6年度活動報告及び令和7年度活動計画（案） 3. 【資料2】児玉郡市障害者相談支援事業実施方針 4. 【資料3】児玉郡市障害者自立支援協議会設置要綱 5. 【資料4】令和6年度 児玉郡市障害者自立支援協議会委員一覧表
会議次第		1. 開会 2. あいさつ 3. 議事 （1）令和6年度活動報告及び令和7年度活動計画（案）について （2）児玉郡市障害者相談支援事業実施方針について （3）児玉郡市障害者自立支援協議会の委員人数の改正について （4）その他 4. 閉会

2 審議経過

1. 開会

児玉郡市障害者自立支援協議会設置要綱第6条第3項では、全体会は委員の過半数の出席をもって開催できると規定されており、当日は委員18人中14人が出席したため、会議が成立となることを報告。

2. あいさつ

副会長の倉上氏があいさつを述べる。

3. 議事

(1) 令和6年度活動報告及び令和7年度活動計画（案）について

○運営会議について

「資料1-1」に基づき、会議長（児玉郡市障がい者就労支援センター 相川氏）から説明。

○相談支援部会について

「資料1-2」に基づき、部会長（相談支援事業所ひまわり 田草川氏）から説明。

意見・質疑応答

- ・相談支援を行う機関が複数あるが、相談の入口としてはどこが適切か。

⇒各センターの基本的な役割・機能を整理しており、本日の議事（2）で説明する旨を伝える。

ただし、相談の入口は各センター又は各市町の障害福祉担当課のどこでも問題なく、相談を受けた機関が内容を把握し、適切な機関につなぐ連携体制が取れていることを説明。

○就労支援部会について

「資料1-3」に基づき、部会長（障害者就業・生活支援センターこだま 黒澤氏）から説明。

意見・質疑応答

- ・令和7年度から制度が始まる就労選択支援の詳細について

⇒サービス事業所で一定期間作業訓練を行い、利用者の就労能力等を評価する。その上で、就職を目指すか就労訓練を行うかなど、本人の選択を支援する制度である旨を説明。

- ・各部会で作成したガイド等の詳細について

⇒就労先ガイドについては、就労関係の相談先を案内する目的で、住民と関係機関の双方の利用を想定し作成した。今年度中に最終版を各市町のホームページに公表する予定である。

インフォーマルな支援の情報や移動系の支援制度の一覧については、支援者間の共有を目的に作成しており、住民への公表には至っていない。ただし、今後改良を重ね、公表可能なものについては本資料に限らず公表していくことを説明。

○こども部会について

「資料1-4」に基づき、部会長（NPO 法人ほっと mama 相川氏）から説明。

意見・質疑応答

- ・児童系福祉サービスに関する支援の内容及び郡市の事業所状況について

⇒各サービスの支援内容、郡市の事業所数（児童発達支援 14 か所、放課後等デイサービス 21 か所）を説明。以前は事業所が少ないことが課題であったが、事業所が増え、利用者も増加傾向であることを共有。

- ・こども部会の活動に児童発達支援事業所の職員が参加していないことについて

⇒就学前と就学後でそれぞれ課題や支援方法が異なるため、当初の活動は放課後等デイサービスを中心に行い、後に児童発達支援を対象とした活動も行う予定であることを説明。

- ・放課後等デイサービスの制度について、学校側の認識が低いことについて意見あり

⇒放課後等デイサービスと関わりを持っていない学校もあるため、今後こども部会の活動の一環として各学校へ周知を図ることを検討している旨を説明。

- ・特別支援学校と相談支援員の間で認識が異なる部分があると意見あり。

- ・放課後等デイサービスの職員不足により、利用予定者が利用できなくなる問題等について、当事者に不利益がないよう関連事業所で情報共有してもらいたいと意見あり。

（２）児玉郡市障害者相談支援事業実施方針について

令和 6 年 1 2 月に作成した実施方針（資料 2）について報告。当該実施方針で整理した障害者基幹相談支援センターと障害者生活支援センター（身体・知的・精神の障害種別ごとに 3 か所設置）の機能・役割について、概要を説明した。

（３）児玉郡市障害者自立支援協議会の委員人数の改正について

地域の中核となる関係法人に継続的に当協議会の活動に関与していただきたいという趣旨から、委員人数の増員を検討している旨を説明。（資料 3、4 を使用。）当協議会設置要綱の委員人数の規定を現行の 1 8 人から 2 8 人に改正することについて承認を得た。

意見・質疑応答

- ・委員人数の増員には反対しないが、一方で協議会運営の中心である運営会議の構成員が固定されている様子。運営会議の構成員の拡充や見直しは検討していないのか。

⇒児玉郡市障害者自立支援協議会設置要綱第 7 条第 2 項において、運営会議の構成員を選出する関係機関を規定している。いずれも郡市の障害者支援の中核となる行政の委託機関であり、引き続き運営会議に関与していただきたいと考える。同じく構成員である各専門部会の部会長は部会員の互選で決まるため、変更となる可能性はある。現時点で当該構成員に係る規定の変更は考えていないが、正式に意見をいただいた場合には協議させていただく。

（４）その他

○社会資源情報管理システムについて

⇒現行のふくしまップの情報及び施設の空き状況の管理をシステム化する件について。現在システムの構築を進めているところ。各事業所情報の更新作業及び施設の空き情報の調査を業務委託することで事務負担の軽減につながり、検索機能の向上により住民の利便性にも寄与する旨を説明。

○株式会社恵の現状と評価の報告

⇒これまでの経緯と他法人への事業の一括譲渡が決定したことを説明。同法人における当地域のグ

ループホームにおいても、利用者は現在の施設で引き続きサービスを受けられる見込みである。
また、当地域のグループホーム2か所を現地訪問し、埼玉県が作成した「日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価等に関する実施要綱」に基づき評価を実施した。両事業所とも報道されていたような事実はなく、指摘事項や改善を求める事項もなかったことを報告した。

○地域生活支援拠点等の事業者向け説明会の実施報告

⇒令和7年1月17日に説明会を実施し、29事業所、41人が参加。当日は、地域生活支援拠点等の役割、児玉郡市の方向性、事業所の登録方法等について説明した。今後は、地域の実情に合った体制等について、事業所間で協力して検討する機会を設ける予定であることを報告した。

○児玉郡市の計画相談支援について

⇒児玉郡市の障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者における計画相談の利用率は、者（18歳以上）が70～80%、児童が20～30%と、県内でも低い水準である。1月の相談支援部会で各事業所に尋ねたところ、どの事業所もすぐに新規契約を行うことは難しい状況であった。

業務そのものや報酬面でも課題はあると思うが、郡市で計画相談事業所の協働体制の仕組みを開始し、既に5事業所が登録するなど以前と環境が変わってきている。各法人において、相談員の増員や計画相談事業所の新規開設について検討していただきたい旨を伝えた。

4. 閉会

会長の種村氏が閉会の辞を述べる。